

# 大 崎 市

## 第6期 障がい福祉計画

## 第2期 障がい児福祉計画

～地域で支えあい，心がかようまちづくり～

令和3年3月

大 崎 市



# 目 次

## 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

計画策定の目的 .....	1
《第1章 第6期障がい福祉計画》	
第1節 第6期障がい福祉計画 .....	2
1 計画策定にあたって .....	2
（1）策定の背景 .....	2
（2）障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	2
（3）相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	2
2 計画の位置付け .....	3
3 計画の期間 .....	4
4 計画の基本理念と基本方針 .....	4
（1）計画の基本理念 .....	4
（2）計画の基本方針 .....	4
5 令和5年度の目標 .....	5
第2節 障害福祉サービス・地域生活支援事業 .....	10
1 障害福祉サービス .....	10
（1）障害福祉サービスの利用実績（月間利用量） .....	10
（2）障害福祉サービスの必要見込み量（月間利用量） .....	11
（3）障害福祉サービスの必要見込み量（月間利用量）の内容 及び確保の方策 .....	12
2 地域生活支援事業 .....	18
（1）地域生活支援事業の利用実績（年間利用量） .....	18
（2）地域生活支援事業の必要見込み量（年間利用量） .....	19
（3）地域生活支援事業の必要見込み量（年間利用量）の内容 及び確保の方策 .....	20
（4）市が単独で行っている事業 .....	30
第3節 計画の推進 .....	32
1 庁内体制の整備 .....	32
（1）策定体制 .....	32
（2）策定手法 .....	32

2 宮城県及び近隣市町との連携による計画の推進 .....	33
(1) 推進体制 .....	33
3 達成状況の点検・評価 .....	34
(1) 計画の運用に関するPDCAサイクルの推進 .....	34

## 《第2章 第2期障がい児福祉計画》

<b>第1節 第2期障がい児福祉計画 .....</b>	<b>35</b>
1 計画策定にあたって .....	35
(1) 策定の背景 .....	35
(2) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	35
(3) 相談支援の提供体制に関する基本的な考え方 .....	35
2 計画の位置付け .....	36
3 計画の期間 .....	37
4 計画の基本理念と基本方針 .....	37
(1) 計画の基本理念 .....	37
(2) 計画の基本方針 .....	37
5 令和5年度の目標 .....	38
<b>第2節 障がい児支援 .....</b>	<b>40</b>
(1) 障がい児支援の利用実績（月間利用量） .....	40
(2) 障がい児支援の必要見込み量（月間利用量） .....	40
(3) 障がい児支援の必要見込み量（月間利用量）の内容 及び確保の方策 .....	41
<b>第3節 計画の推進 .....</b>	<b>44</b>
1 庁内体制の整備 .....	44
(1) 策定体制 .....	44
(2) 策定手法 .....	44
2 宮城県及び近隣市町との連携による計画の推進 .....	45
(1) 推進体制 .....	45
3 達成状況の点検・評価 .....	46
(1) 計画の運用に関するPDCAサイクルの推進 .....	46

## 資料編

第1節 策定経過.....	47
第2節 用語説明.....	48

### 「障害」の「害」の字のひらがな表記

大崎市では、法律用語や行政文書、固有名詞などを除き、「障害」の「害」の字をひらがな表記にします。

これは、「害」の字に負のイメージがあるということで、近年、多くの地方公共団体や民間企業などにおいて、ひらがな表記に統一する動きが出てきており、本市においても人権尊重の観点から、「障がい」と表記するものです。



**第6期障がい福祉計画・  
第2期障がい児福祉計画**



## 《計画策定の目的》

「障害者自立支援法」の改正法として、平成25年4月（一部は平成26年4月）に施行された「障害者総合支援法」では、地域社会における共生の実現に向けて、難病患者等を障害福祉サービスの給付対象に含めるとともに、重度訪問介護の対象拡大やケアホームのグループホームへの一元化等の制度改正が行われました。この「障害者総合支援法」は、施行後3年を目途として障害福祉サービスのあり方等について検討し、見直しを行うこととされていました。このことを受けて、平成28年5月に同法及び「児童福祉法」が改正され、平成30年4月（一部は公布時）に施行されることになりました。

平成28年5月の法改正では、地域生活の支援充実のために、自立生活援助や就労定着支援などのサービスが創設されるとともに、低所得の高齢障がい者が介護保険サービスを利用する際の負担軽減や、障がい児支援のためのサービスの拡充、また、新たに障害児福祉計画の策定など、障がい児支援体制の強化等が盛り込まれました。

本計画は、こうした背景のもとに「第3次障害者計画」の後期分の実施計画として「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、国や県の動向を踏まえながら、今後3年間において、充実を図っていく障害福祉サービス等の数値目標及び確保すべきサービス量、確保のための方策を定め、本市における、障がい者や障がい児に対する福祉サービスを、計画的に提供することを目的とします。







# 第1章 第6期障がい福祉計画

## 第1節 第6期障がい福祉計画

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 策定の背景

障害福祉計画は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」第88条第1項の規定に基づき、市町村に策定が義務づけられている計画です。

「障害者総合支援法」の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する計画として策定するものです。

#### 障害者総合支援法第88条第1項

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ①訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障します。
- ②希望する障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に日中活動系サービスを保障します。
- ③グループホーム等の充実を図るとともに、障がい者等への支援事業の推進により、地域生活への移行を進めます。また、必要なサービスを保障することで生活の維持と継続を支援し、あわせて、地域生活支援拠点等の整備を図ります。
- ④就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行等を推進します。
- ⑤強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実に努めます。

#### (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

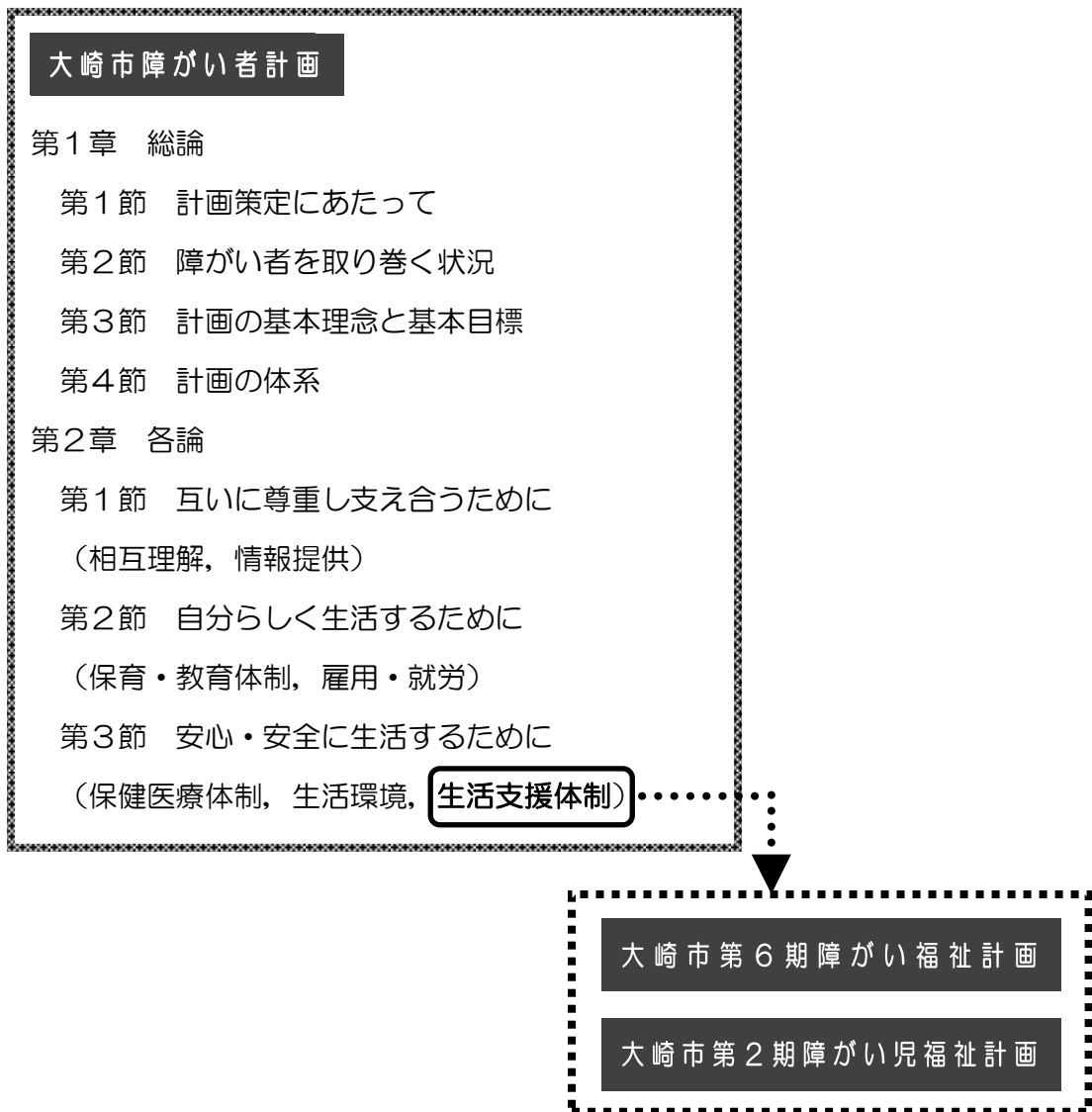
- ①障害福祉サービスの適切な利用を支えるため、検証・評価を行いながら各種ニーズに対応する相談支援体制を構築します。

- ②地域移行支援及び地域定着支援に係る，サービスの提供体制を確立します。
- ③自立支援協議会の活性化を図るとともに，障がい者等への支援体制の整備を図るため，その機能を有効に活用します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」に基づく，障がい者施策の基本的な方向性を定めた「大崎市障がい者計画」の一部をなすものであり，障がい者等に関する福祉サービスの具体的な数値目標等を定めたものです。

### ■ 本計画と「大崎市障がい者計画」の関係



### **3 計画の期間**

本計画は、平成30年度から令和2年度までを計画期間とした「第5期障害福祉計画」の見直しを行い、令和3年度から令和5年度までを計画期間とします。

### **4 計画の基本理念と基本方針**

#### **(1) 計画の基本理念**

本計画は、「大崎市障がい者計画」と一体的に策定していることから、基本理念についても同様に「地域で支え合い、心がかようまちづくり」とします。

この基本理念に基づき、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

#### **(2) 計画の基本方針**

障がい者等の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念を踏まえつつ、以下の5つを本計画の基本方針として施策を推進していきます。

##### **① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援**

障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障がい児支援の提供体制の整備を進めます。

##### **② 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施**

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、実施主体は市とします。また、障害福祉サービスの対象者は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって、18歳以上の障がい者並びに18歳未満の障がい児とし、サービスの充実を図ります。

##### **③ 地域生活移行や地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備**

障がい者等の自立支援の観点から、入所施設等から地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援の課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の整備を進めます。

#### ④ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域の住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、障がい者等の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に文化芸術活動の推進や読書環境の整備を推進するなど、地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる包括的な地域共生社会の実現を目指します。

#### ⑤ 障害福祉サービス等の提供を担う人材確保に向けた取り組み

障害福祉サービス等の提供を担う従事者の人材確保に向け、関係機関の協力のもと研修の実施、多職種間の連携を推進し、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場となるよう目指します。

## 5 令和5年度の目標

### (1) 地域生活、一般就労等移行目標値

障がいのある人の自立支援に向けて、地域生活への移行、就労支援の課題に対応するため、「第5期障害福祉計画」では令和2年度を目標年度と設定しましたが、「第6期障がい福祉計画」の策定にあたっては、前期計画に掲げた数値の分析を行い、地域の実情を踏まえて、令和5年度を目標年度として①福祉施設入所者の地域生活への移行②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築③地域生活支援拠点等が有する機能の充実④福祉施設から一般就労等への移行⑤相談支援体制の充実・強化等⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について、それぞれの数値目標を設定します。

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末において福祉施設に入所している障がい者が、令和5年度末までにグループホームや一般住宅等の地域生活に移行する、障がい者の数値目標を設定します。

国の指針では、令和5年度末の福祉施設入所者数は、令和元年度末の福祉施設入所者数の1.6%以上を削減し、令和5年度末の地域生活移行者数については、令和元年度末の福祉施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本としています。

本市では、令和元年度末現在、福祉施設入所者は134人となっており、目標年度である令和5年度末までには、地域の実情を勘案し22人（移行率＝16.4%）が地域へ移行するとともに、福祉施設入所者の3人（削減率＝2.2%）を減じて、131人にすることを目指します。

項目	数値	考え方
令和元年度末の入所者数(A)	134人	令和元年度末の福祉施設入所者数
令和5年度末の入所者数(B)	131人	令和5年度末の福祉施設入所者見込み数
【目標値】 削減見込(A-B)	3人 (2.2%減)	減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	22人 (16.4%移行)	令和5年度末までに、福祉施設の入所からグループホーム等に移行する人の数

## ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会などで保健、医療、福祉関係者等による協議の場を設置することを基本としています。

本市では、令和5年度末までに県と連携し、大崎圏域での協議の場を設置します。

項目	目標値	考え方
保健、医療、福祉関係者等による協議の場を設置	設置	令和5年度末までに保健、医療、福祉関係者等と連携し、大崎圏域で設置

### ■ 地域生活への利用見込み量（年間目標値）

手帳所持者	サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
830人 (令和元年度末)	地域移行支援	人	1	1	1
	地域定着支援		1	1	1
	共同生活援助		10	10	10
	自立生活援助		1	1	1

## ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障がいのある人の地域生活支援をさらに推進する観点から、①地域移行や親元からの自立等の相談②一人暮らしやグループホーム等の体験の機会と体験の場③緊急時の受け入れと対応④人材の確保と養成及び連携等の専門性⑤サービス拠点やコーディネーター配置等の地域の体制づくりといった、5つの機能の強化を図ることが求められています。

このため、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるような様々な支援を、切れ目なく提供できる仕組みを構築すべく、国の指針では、地域生活支援のための機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点、もしくは、地域の複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）を、令和5年度末までに各市町村または各圏域に一つ以上確保し、その機能を充実させるため、年1回以上の運用状況を検証及び検討をすることを基本としています。

本市では、複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）として、③緊

急時の受け入れの体制を最優先に整備し、残りの4つの機能については、令和5年度までの整備を目指します。また、整備後は年1回以上の運用状況を検証及び検討を行います。

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等を整備	1か所	令和5年度末までに面的な体制で整備

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

国の指針では、令和5年度中に一般就労に移行する人は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27%以上（うち就労移行支援事業は、令和元年度実績の1.3%以上、就労継続支援A型事業は、1.26%以上、就労継続支援B型事業については、1.23%以上）とすることを基本としています。また、令和5年度における就労移行支援事業所を通じ、一般就労への移行者の7割が就労定着事業を利用し、かつ就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上を基本とします。

本市では、令和元年度に11人が一般就労へ移行しています。本計画の目標年度である令和5年度には、21人の福祉施設利用者が一般就労に移行することを目標とします。また、令和元年度に6人が就労定着支援事業を利用していますが、目標年度の令和5年度は、15人が就労定着支援事業を利用することに加えて、定着率8割以上の事業所割合70%を目標とします。

項目	数値	考え方
令和元年度の 一般就労移行者数 （就労移行支援事業） （就労継続支援A型事業） （就労継続支援B型事業）	11人 11人 0人 0人	就労移行支援事業等を通じての、令和元年度の一般就労移行者数
<b>【目標値】</b> 令和5年度の 一般就労移行者数 （就労移行支援事業） （就労継続支援A型事業） （就労継続支援B型事業）	21人(1.91%) 19人(1.73%) 1人( - ) 1人( - )	就労移行支援事業等を通じての、令和5年度の一般就労移行者目標数

項目	数値	考え方
令和元年度の就労定着 支援事業の利用者数	6人	就労移行支援事業等を通じての、令和元年度末の就労定着支援事業利用者数
<b>【目標値】</b> 令和5年度末の就労定着 支援事業の利用者数	15人 (71.4%)	就労移行支援事業等を通じての、令和5年度末の就労定着支援事業利用者目標数

項目	数値	考え方
令和元年度の就労定着率が8割以上の事業所割合	0%	令和元年度末の就労定着率が8割以上の事業所割合
【目標値】 令和5年度の就労定着率が8割以上の事業所割合	70%	就労定着率が8割以上の事業所割合 目標値

### ⑤ 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制強化を実施する体制を令和5年度末までに市町村または圏域において整備することを基本としています。本市では、既に地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う、基幹相談支援センターが整備されており、新たに相談支援事業所が行うモニタリング結果の検証を行い、引き続き地域の実情に応じた相談支援体制の充実・強化を検討してまいります。

項目	数値	考え方
令和元年度末の相談支援事業者数	7事業所	令和元年度末の相談支援事業者数(休止を除く。)

## <設定・確保の方策>

### (ア) 総合的・専門的な相談支援

ワンストップ機能と側面的支援の整理、支援者が困難と感じている方への必要な支援体制、ライフステージに沿った伴奏型の相談支援、発達障がい者や医療的ケアを必要とする方への支援、共生社会の実現へ向けた架け橋となる相談支援、災害時における支援のあり方等、障がいの種別や各種ニーズに応えられる支援体制を目指します。

#### ■ 総合的・専門的な相談支援

項目	目標値	考え方
相談支援の実施	1か所	令和5年度までに基幹相談支援センターにおいて実施する

### (イ) 地域の相談支援体制の強化

重層的な相談支援や多職種多領域との協働を意識した、相談支援事業者への専門的指導、助言等の相談支援体制の構築のほか、実地教育（OJT）による地域の実情に応じた研修の開催や基幹相談支援センター同士の連携強化を行う包括的な相談支援体制の取り組みを目指します。



## ■地域の相談支援体制の強化（年間目標値）

取組種別	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
専門的な指導・助言	件数 (回数)	7	7	7
人材育成の支援		12	12	12
連携強化の取り組み		12	12	12

## ⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を令和5年度末までに構築することを基本としています。

本市では、自立支援協議会において、障害福祉サービスの利用状況を把握し、検証を行う場を、令和5年度までに設置します。

項 目	目標値	考 え 方
サービスの質の向上を図るための体制構築	設置	令和5年度末までに自立支援協議会へ協議の場を整備

## ■障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み（年間目標値）

取組種別	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加	人数 (回数)	2	2	2
事業所向けの研修(相談支援従事者研修等)の聴講		2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有		2	2	2

## 第2節 障害福祉サービス・地域生活支援事業

### 1 障害福祉サービス

#### (1) 障害福祉サービスの利用実績（月間利用量）

障害福祉サービスの実績については、以下のとおりです。

##### ■ 障害福祉サービスの利用実績（月間利用量）

区分	サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度			
			計画	実績	計画	実績	計画	実績		
訪問系サービス	○居宅介護	時間	1,835	1,544	1,849	1,328	1,863	1,298		
	○重度訪問介護	人	133	119	134	107	135	96		
	○同行援護									
	○行動援護									
	○重度障害者等 包括支援									
日中活動系サービス	生活介護		日	6,554	6,568	6,594	6,473	6,634	6,352	
	自立訓練	機能訓練	人	331	325	333	327	335	312	
			日	13	0	13	0	13	0	
		生活訓練	人	1	0	1	0	1	0	
			日	138	266	156	345	173	263	
	就労移行支援	A型 (雇用型)	人	8	11	9	14	10	11	
			日	913	524	978	531	1,043	565	
	就労継続支援	B型 (非雇用型)	人	56	36	60	38	64	39	
			日	1,021	989	1,072	1,040	1,125	1,026	
		就労定着支援	療養介護	人	54	48	55	50	56	51
				日	4,325	4,999	4,435	5,270	4,548	5,256
		短期入所 (ショートステイ)	福祉型	人	247	276	253	290	260	293
				日	13	7	14	6	15	7
	医療型		人	17	18	17	20	17	20	
			日	244	316	256	249	268	253	
	サービス系	自立生活援助	共同生活援助 (グループホーム)	人	46	72	48	54	51	55
				日	13	15	16	16	20	15
施設入所支援		医療型	人	5	3	7	4	10	4	
	日		2	0	3	0	4	0		
相談支援	計画相談支援 (サービス利用 計画作成費分)	地域移行支援	人	177	175	185	181	193	185	
			人	143	142	142	134	141	132	
			人	104	124	110	175	116	162	
相談支援	地域定着支援	地域定着支援	人	1	0	2	1	3	0	
			人	1	0	2	0	3	0	
			人	1	0	2	0	3	0	

※令和2年度は4月～9月の利用実績の平均

## (2) 障害福祉サービスの必要見込み量（月間利用量）

障害福祉サービスの必要見込み量は、以下のとおりです。

■ 障害福祉サービスの必要見込み量（月間利用量）

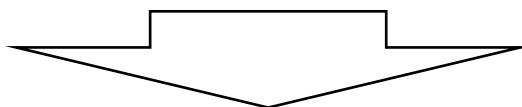
区分	サービス名	単 位	第6期障がい福祉計画			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問系サービス	○居宅介護	時 間	1,298	1,298	1,298	
	○重度訪問介護	人	96	96	96	
	○同行援護					
	○行動援護					
	○重度障害者等包括支援					
日中活動系サービス	生活介護		日	6,352	6,352	6,352
			人	312	312	312
	自立訓練	機能訓練	日	13	13	13
			人	1	1	1
		生活訓練	日	263	263	263
			人	11	11	11
	就労移行支援		日	609	633	657
			人	42	44	46
	就労継続支援	A型 (雇用型)	日	1,064	1,084	1,104
			人	54	56	58
		B型 (非雇用型)	日	5,526	5,666	5,810
			人	311	320	330
	就労定着支援		人	8	10	12
	療養介護		人	22	23	25
	短期入所 (ショートステイ)	福祉型	日	253	253	253
			人	55	55	55
		医療型	日	15	15	15
人			5	6	7	
サービス系 居住系	自立生活援助		人	1	1	1
	共同生活援助 (グループホーム)		人	196	201	207
	施設入所支援		人	132	131	131
相談支援	計画相談支援 (サービス利用計画作成費分)		人	212	242	277
	地域移行支援		人	1	1	1
	地域定着支援		人	1	1	1

### (3) 障害福祉サービスの必要見込み量（月間利用量）の内容及び確保の方策

#### ① 訪問系サービスの必要見込み量（月間利用量）の内容及び確保の方策

##### ■ サービスの利用実績（月間利用量）

サービス名	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4月～9月平均)
○居宅介護	時 間	1,544	1,328	1,298
○重度訪問介護	人	119	107	96
○同行援護				
○行動援護				
○重度障害者等包括支援				



##### ■ サービスの必要見込み量（月間利用量）

サービス名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○居宅介護	時 間	1,298	1,298	1,298
○重度訪問介護	人	96	96	96
○同行援護				
○行動援護				
○重度障害者等包括支援				

#### <現状及びサービス量の設定・確保の方策>

##### (ア) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

訪問系サービスについては、65歳を越えると介護保険制度が優先されることから、サービス量は減少傾向ではありますが、視覚障がいのある人への同行援護といった障がい特性に応じた訪問系サービスについては、ニーズが増加するものと考えられます。

サービスの提供体制については、既存の介護サービス事業者により、提供サービスの確保はできますが、障がい特性に対応できる介護職員の確保が求められることから、関係機関と連携しながら研修機会の提供に努めます。

## ② 日中活動系サービスの必要見込み量（月間利用量）の内容及び確保の方策

## ■ サービスの利用実績（月間利用量）

サービス名		単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4月～9月平均)
生活介護		日	6,568	6,473	6,352
		人	325	327	312
自立訓練	機能訓練	日	0	0	0
		人	0	0	0
	生活訓練	日	266	345	263
		人	11	14	11
就労移行支援		日	524	531	565
		人	36	38	39
就労継続支援	A型 (雇成型)	日	989	1,040	1,026
		人	48	50	51
	B型 (非雇成型)	日	4,999	5,270	5,256
		人	276	290	293
就労定着支援		人	7	6	7
療養介護		人	18	20	20
短期入所 (ショートステイ)	福祉型	日	316	249	253
		人	72	54	55
	医療型	日	15	16	15
		人	3	4	4

## ■ サービスの必要見込み量（月間利用量）

サービス名		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護		日	6,352	6,352	6,352
		人	312	312	312
自立訓練	機能訓練	日	13	13	13
		人	1	1	1
	生活訓練	日	263	263	263
		人	11	11	11
就労移行支援		日	609	633	657
		人	42	44	46
就労継続支援	A型 (雇成型)	日	1,064	1,084	1,104
		人	54	56	58
	B型 (非雇成型)	日	5,526	5,666	5,810
		人	311	320	330
就労定着支援		人	8	10	12
療養介護		人	22	23	25
短期入所 (ショートステイ)	福祉型	日	253	253	253
		人	55	55	55
	医療型	日	15	15	15
		人	5	6	7

## ＜現状及びサービス量の設定・確保の方策＞

### (7) 生活介護

第5期計画期間中においては、支給量が目標値に達していないものの、一方で月間利用人数は320人弱で推移しています。今後はその実績から大きな変動はないものの、障害福祉サービスの普及と利用機会の増加に比例して、利用人数は緩やかに増えるものと見込まれます。事業者の新規参入や既存事業所の施設整備、介護サービス事業所による基準該当を含め、生活介護事業所の確保を図ります。また、利用者の医療的ケアに対応できる事業所の設置にも努めます。

### (イ) 自立訓練（機能訓練）

市内には、サービスを提供する事業所がないため、利用を希望する人は、周辺自治体にある事業所を利用しています。支給期間が最大で1年6か月と制限があることから、サービスの利用量は一定数で推移するものと見込まれます。本計画期間内において市内への事業所の設置に努めるものとし、当分の間は従来事業所を利用するものとしします。

### (ウ) 自立訓練（生活訓練）

市内及び周辺自治体にある事業所を利用しています。利用を希望する人の増加により支給量が増加していますが、支給期間が最大で2年と制限があることから、サービスの利用量は一定数で推移するものと見込まれます。

### (I) 就労移行支援

市内及び周辺自治体にある事業所を利用しています。支給期間が最大で2年と制限があります。就労継続支援B型を利用する場合、就労移行支援事業所を利用した職業評価が求められていること、また、支援学校卒業生の利用などにより、支給量及び利用人数は現状を維持するものと見込まれます。本計画期間内において市内への事業所の設置に努めます。

### (オ) 就労継続支援（A型）

市内及び周辺自治体にある事業所を利用しています。第5期計画期間中においては、支給量及び利用人数ともに概ね目標値どおりの利用実績となっており、今後も、利用者は増加するものと見込まれます。本計画期間内において市内への事業所の設置に努めます。

### (加) 就労継続支援（B型）

市内及び周辺自治体にある事業所を利用しています。第5期計画期間中においては、支給量及び利用人数ともに目標値を大きく上回る利用実績となっています。障がいのある人の就労の場、支援学校卒業生の進路先として利用を希望される人も多く、利用者は増加するものと見込まれます。本計画期間内において、市内への事業所の設置に努めます。

### (キ) 就労定着支援

市内及び周辺自治体にある事業所を利用しています。第5期計画期間中においては、支給量及び利用人数ともに目標値を下回る利用実績となっています。

利用対象者は、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により、生活面に課題が生じている人です。支援内容は、利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。本計画期間内において、就労移行支援事業等を通じた、一般就労への移行者数を勘案し、サービス見込み量を設定しています。

### (ク) 療養介護

医療機関に入院している障がい者、児童福祉施設に入所し「障害者総合支援法」の適用を受ける18歳以上の障がい者が利用しています。現在の利用者が継続して利用するとともに、18歳に到達したことにより、サービスの利用を開始することが見込まれます。

### (ケ) 短期入所（ショートステイ）

市内及び周辺自治体にある事業所を利用しています。介護する人の病気により自宅で介護できない場合や介護者の休息としての役割、また、地域生活への移行後の利用もあり、利用者は増加するものと見込まれます。医療的ケアの必要な利用者もいることから、福祉型と医療型に分けてサービス量を見込みます。

なお、第5期計画期間中においては、医療的ケアを必要とする、重症心身障がい児（者）などの利用ニーズにも応えられるよう、令和元年に空床を利用した医療型の事業所を設置しています。

## ③ 居住系サービスの必要見込み量（月間利用量）の内容及び確保の方策

## ■ サービスの利用実績（月間利用量）

サービス名	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4月～9月平均)
自立生活援助	人	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	175	181	185
施設入所支援	人	142	134	132



## ■ サービスの必要見込み量（月間利用量）

サービス名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	196	201	207
施設入所支援	人	132	131	131

## &lt;現状及びサービス量の設定・確保の方策&gt;

## (ア) 自立生活援助

利用対象者は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する人などです。支援内容は、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談や要請があった場合には、訪問、電話等による随時の対応を行います。

## (イ) 共同生活援助（グループホーム）

市内及び周辺自治体の事業所を利用しています。第5期計画期間中においては、支給量及び利用人数ともに概ね目標値どおりの利用実績となっています。障がいのある人が地域において自立した日常生活を営むことや、施設入所者等の地域移行を進めることから、利用者は増加するものと見込まれます。本計画期間内において、市内への事業所の設置に努めます。

## (ロ) 施設入所支援

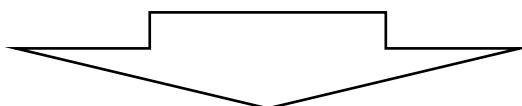
市内及び周辺自治体の事業所を利用しています。施設入所者の地域生活への移行を進めることから、利用者は減少するものと見込まれます。



## ④ 相談支援の必要見込み量（月間利用量）の内容及び確保の方策

## ■ サービスの利用実績（月間利用量）

サービス名	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4月～9月平均)
計画相談支援	人	124	175	162
地域移行支援	人	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0



## ■ サービスの必要見込み量（月間利用量）

サービス名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	212	242	277
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

## &lt;現状及びサービス量の設定・確保の方策&gt;

## (ア) 計画相談支援

市内及び周辺自治体の事業所を利用しています。障害福祉サービスの利用者は、サービス等利用計画の作成やモニタリングが必要となります。一方では、計画相談支援を利用せずに、セルフプラン等で対応している人もいます。サービス利用者の増加に伴い、利用者は増加するものと見込まれます。

本計画期間中にサービスを利用する全ての人々が計画相談支援を受けることができるように、指定特定相談支援事業所の設置と指定に努めます。

## (イ) 地域移行支援・地域定着支援

市内及び圏域においては、指定を受けた指定一般相談支援事業所がないため、指定機関である県とも連携し、事業所の設置に努めます。

地域移行支援は、障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談のほか、その他の便宜を供与するものです。一方の地域定着支援は、居宅において単身等の状況で生活する障がい者等に対して、当該障がい者等との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因し生じた緊急の事態等において、相談その他の便宜を供与するものです。

## 2 地域生活支援事業

### (1) 地域生活支援事業の利用実績（年間利用量）

地域生活支援事業の利用実績については、以下のとおりです。

#### ■ 地域生活支援事業の実績（年間利用量）

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
理解促進研修・啓発事業	件	1	1	1	0	1	0
自発的活動支援事業	件	2	2	2	2	2	1
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件	2	2	2	3	2	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	50	45	50	44	50	50
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件	10	5	10	15	10	13
自立生活支援用具	件	16	4	16	15	16	12
在宅療養等支援用具	件	24	15	24	13	24	12
情報・意思疎通支援用具	件	24	54	24	62	24	65
排泄管理支援用具	件	3,000	2,877	3,050	2,817	3,100	3,100
居室生活動作補助用具	件	3	3	3	3	3	5
手話奉仕員養成研修事業	人	17	16	37	33	37	33
移動支援事業	延時間	1,800	1,245	1,800	1,332	1,800	1,260
	人	50	41	50	34	50	42
地域活動支援センター事業	か所	4	4	4	4	4	4
	人	115	91	115	88	115	85

※令和2年度実績は、令和2年度末の利用実績見込みになります。

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
その他事業							
訪問入浴サービス事業	延回数	600	614	600	658	600	960
	人	10	9	10	11	10	12
知的障害者職親委託事業	か所	1	0	1	0	1	0
	人	2	0	2	0	2	0
日中一時支援事業	日	2,500	2,260	2,500	2,537	2,500	2,600
	人	125	115	125	129	125	120

※令和2年度実績は、令和2年度末の利用実績見込みになります。

## (2) 地域生活支援事業の必要見込み量（年間利用量）

地域生活支援事業の必要見込み量は、以下のとおりです。

### ■ 地域生活支援事業の必要見込み量（年間利用量）

事業名	単位	第6期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	件	1	1	1
自発的活動支援事業	件	2	2	2
相談支援事業				
障害者相談支援事業	か所	3	3	3
基幹相談支援センター	設置	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施	無	無	無
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	50	50	50
手話通訳者設置事業	人	0	0	0
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	件	12	12	12
自立生活支援用具	件	14	14	14
在宅療養等支援用具	件	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件	65	65	65
排泄管理支援用具	件	3,150	3,200	3,250
居宅生活動作補助用具	件	4	4	4

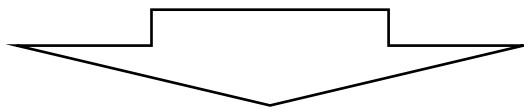
事業名	単位	第6期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	50	50	50
移動支援事業	延時間	1,500	1,500	1,500
	人	50	50	50
地域活動支援センター事業	か所	4	4	4
	人	85	85	85
その他事業				
訪問入浴サービス事業	延回数	1,000	1,000	1,000
	人	15	15	15
知的障害者職親委託事業	か所	1	1	1
	人	2	2	2
日中一時支援事業	日	2,600	2,600	2,600
	人	130	130	130

**(3) 地域生活支援事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策**

① 理解促進研修・啓発事業, 自発的活動支援事業の利用実績（年間利用量）の内容及び確保の方策

■ 事業の利用実績（年間利用量）

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (年度末見込み)
理解促進研修・啓発事業	件	1	0	0
自発的活動支援事業	件	2	2	1



■ 事業の必要見込み量（年間利用量）

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	件	1	1	1
自発的活動支援事業	件	2	2	2

## ＜現状及び事業量の設定・確保の方策＞

### (ア) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等の理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化するために必要な支援を行います。

イベントの開催による啓発活動を支援するとともに、必要に応じて研修、啓発事業を実施します。

### (イ) 自発的活動支援事業

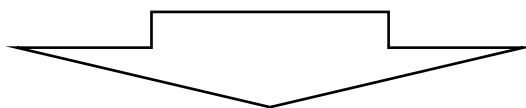
障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを実施するために、必要な支援を行います。

障がい者等が自立のために、社会に働きかける活動を支援するとともに、必要に応じて自発的活動を支援します。

## ② 相談支援事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策

### ■ 事業の利用実績（年間利用量）

事業名	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (年度末見込み)
障害者相談支援事業	か所	3	3	3
基幹相談支援センター	設置	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施	無	無	無



### ■ 事業の必要見込み量（年間利用量）

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	か所	3	3	3
基幹相談支援センター	設置	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施	無	無	無

## ＜現状及び事業量の設定・確保の方策＞

### (7) 障害者相談支援事業

障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者等からの相談に応じて必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や、障がい者等の権利擁護のために、必要な援助（相談支援事業）を行います。

今後は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携に努め、必要な支援を適切かつ効果的に行っていきます。

### (1) 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、相談等の業務を総合的にを行います。

### (2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

本事業は、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導や助言、情報収集及び提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図るための事業です。

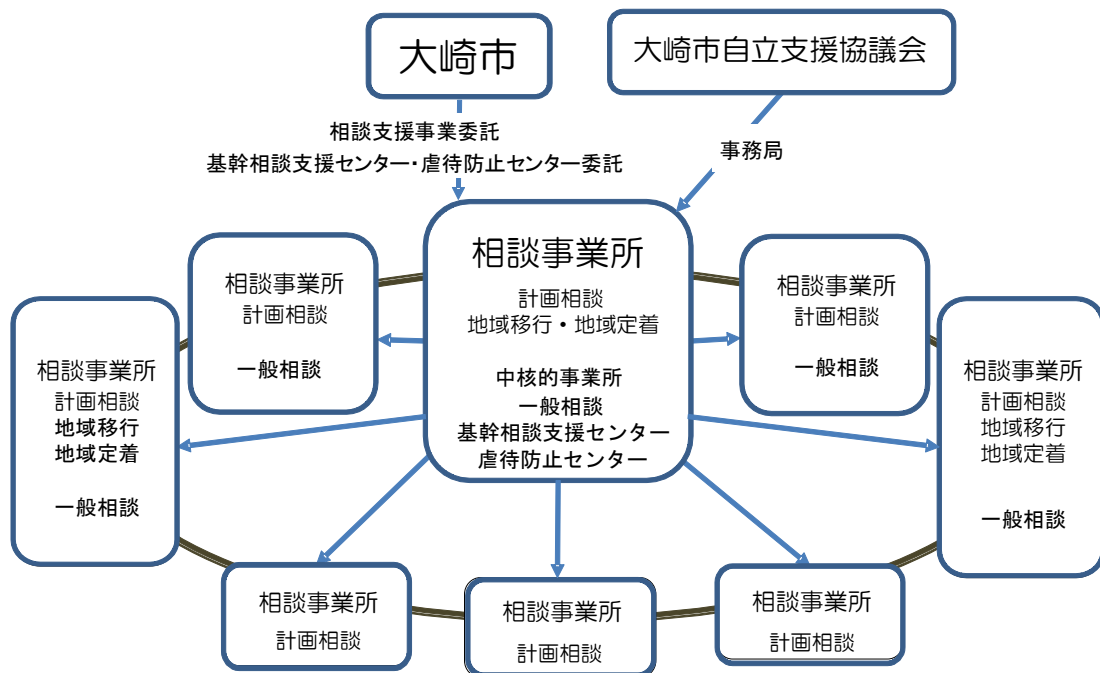
市は、当該事業を実施していないため、基幹相談支援センターの運営状況を勘案しながら、本計画期間中に事業の実施等について検討します。

### (I) 住宅入居等支援事業

本事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談や助言を通じて、障がい者等の地域生活を支援する事業です。地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施することができます。

市は、当該事業を実施していないため、本計画期間中に事業の実施等について検討します。

■ 障害者相談支援事業を中心とした支援体制のイメージ



(カ) 障害者自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、「障害者総合支援法」に基づき市町村が設置します。

大崎圏域の本市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町の1市4町が共同で、自立支援協議会を設置していましたが、平成26年3月に共同設置を廃止し、現在は、各自治体ごとに自立支援協議会を設置しています。一方で、圏域での障がい者支援に必要な連携を維持するために、大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議を、平成26年4月に設置しました。

本市自立支援協議会は、平成26年4月、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障がい者関係団体、民生委員、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者の実務者等で構成し、その事務局を基幹相談支援センターに委託し、本計画の推進に向けた取り組みを行っています。

平成29年4月1日には、地域生活支援拠点部会に加えて、相談支援部会、医療的ケア推進部会を立ち上げ、障がい者等への支援体制の構築に努めています。

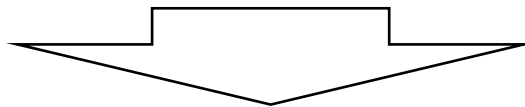
**(加) 障害者虐待防止センター**

「障害者虐待防止法」の施行により、市は、障がい者への虐待に関する相談や通報の受け付け、また、虐待が発生した場合の対応を行っています。

平成27年4月、基幹相談支援センターに障害者虐待防止センターの業務を委託し、関係機関によるネットワークの構築を図りました。以後、障がい者に対する虐待の未然の防止や、虐待が発生した場合の迅速かつ適正な対応を行い、虐待防止に向けた支援体制の強化に努めています。

**③ 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策****■ 事業の利用実績（年間利用量）**

事業名	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (年度末見込み)
成年後見制度利用支援事業	件	2	3	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施	無	無	無

**■ サービスの必要見込み量（年間利用量）**

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施	無	無	無

**<現状及び事業量の設定・確保の方策>****(ア) 成年後見制度利用支援事業**

補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難である知的障がい者または精神障がい者で、障害福祉サービスの利用または利用しようとする人に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を補助し、成年後見制度の利用の支援を行います。

相談支援事業等により、対象者の把握に努め、必要に応じて当該事業による補助を実施します。



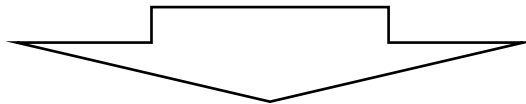
**(1) 成年後見制度法人後見支援事業**

本事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保するための体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた、法人後見の活動を支援する事業です。

市は、当該事業を実施していないため、本計画期間中に事業の実施等について検討します。

**④ 意思疎通支援事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策****■ 事業の利用実績（年間利用量）**

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (年度末見込み)
意思疎通支援事業				
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件	45	44	50
手話通訳者設置事業	人	0	0	0

**■ 事業の必要見込み量（年間利用量）**

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業				
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件	50	50	50
手話通訳者設置事業	人	0	0	0

**<現状及び事業量の設定・確保の方策>****(ア) 意思疎通支援事業**

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、意思疎通を支援するための手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

**(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業**

利用申請に基づき、手話通訳者または要約筆記者を派遣しています。主に、公的機関への手続きや医療機関での受診の際に利用されています。継続的に利用する人は限られており、利用者は一定人数で推移するものと見込まれます。

本市では、感染症の流行や災害時などにより、手話通訳の派遣が難しい場合でも安心して相談等ができる体制を構築するため、遠隔手話通訳サービスの整備を検討してまいります。

**(ウ) 手話通訳者設置事業**

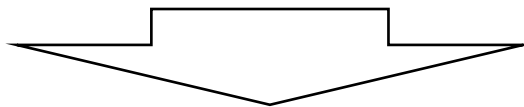
手話通訳者は、手話通訳者・要約筆記派遣事業で対応しますが、同事業の利用状況を勘案しながら、手話通訳者の設置やICT（情報コミュニケーション技術）の利用について検討します。

※本市では、令和元年にコミュニケーション手段の普及及び利用の促進し市が推進する施策の基本的な方針を定めた「大崎市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」を制定しました。

**⑤ 日常生活用具給付等事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策**

■ 事業の利用実績（年間利用量）

事業名	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (年度末見込み)
介護訓練支援用具	件	5	15	13
自立生活支援用具	件	4	15	12
在宅療養等支援用具	件	15	13	12
情報・意思疎通支援用具	件	54	62	65
排泄管理支援用具	件	2,877	2,817	3,100
居宅生活動作補助用具	件	3	3	5



■ 事業の必要見込み量（年間利用量）

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件	12	12	12
自立生活支援用具	件	14	14	14
在宅療養等支援用具	件	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件	65	65	65
排泄管理支援用具	件	3,150	3,200	3,250
居宅生活動作補助用具	件	4	4	4

<現状及び事業量の設定・確保の方策>

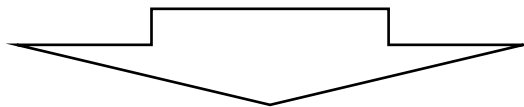
(7) 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。  
給付の大半を占める排泄管理支援用具は、これまでの給付実績から勘案して、増加するものと見込まれます。その他の用具の給付者については、一定人数で推移するものと見込まれます。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策

■ 事業の利用実績（年間利用量）

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (年度末見込み)
手話奉仕員養成研修事業	人	16	33	33



■ 事業の必要見込み量（年間利用量）

事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	50	50	50

<現状及び事業量の設定・確保の方策>

(7) 手話奉仕員養成研修事業

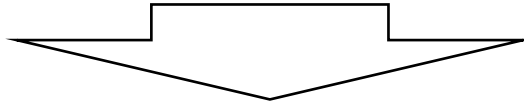
聴覚障がい者等との交流の場の促進や、市の広報活動などの支援者として、手話奉仕員の活躍が期待されます。市は、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

受講者は公募するものとし、養成研修の期間は2年間です。

## ⑦ 移動支援事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策

## ■ 事業の利用実績（年間利用量）

事業名	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	延時間	1,245	1,332	1,260
	人	41	34	42



## ■ 事業の必要見込み量（年間利用量）

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	延時間	1,500	1,500	1,500
	人	50	50	50

## &lt;現状及び事業量の設定・確保の方策&gt;

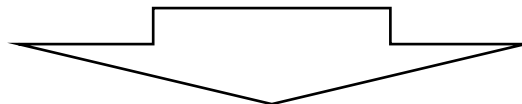
## (ア) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援します。平成23年10月から障害福祉サービスに同行援護が導入され、重度の視覚障がいのある人は同行援護を利用しています。移動支援事業を継続的に利用する人は限られており、利用者は一定人数で推移するものと見込まれます。

## ⑧ 地域活動支援センター事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策

## ■ 事業の利用実績（年間利用量）

事業名	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (年度末見込み)
地域活動支援センター事業	か所	4	4	4
	人	91	88	85



## ■ 事業の必要見込み量（年間利用量）

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	か所	4	4	4
	人	85	85	85

## ＜現状及び事業量の設定・確保の方策＞

### (7) 地域活動支援センター事業

障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進を図ります。

市の合併時より、東部障害者地域活動支援センター（松山事業所、鹿島台事業所、田尻事業所）及び西部障害者地域活動支援センター（岩出山事業所、鳴子事業所）で事業が行われていましたが、平成27年4月1日には、古川障害者地域活動支援センターと三本木障害者地域活動支援センターが開所し、現在は、市全域で事業が行われています。

その一方で、利用者の高齢化や就労系サービスの多様化による減少が課題となっております。今後は、各センター（事業所）が連携し、相互交流による販路拡大や支援体制の見直しを検討するなど事業内容の充実や利用の促進に努めます。

### ⑨ その他事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策

#### ■ 事業の利用実績（年間利用量）

事業名	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス事業	延回数	614	658	960
	人	9	11	12
知的障害者職親委託事業	か所	0	0	0
	人	0	0	0
日中一時支援事業	日	2,260	2,537	2,600
	人	115	129	120

#### ■ 事業の必要見込み量（年間利用量）

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	延回数	1,000	1,000	1,000
	人	15	15	15
知的障害者職親委託事業	か所	1	1	1
	人	2	2	2
日中一時支援事業	日	2,600	2,600	2,600
	人	130	130	130

## ＜現状及び事業量の設定・確保の方策＞

### (7) 訪問入浴サービス事業

在宅の身体障がい者の生活を支援するため、訪問により、居宅において入浴サービスを提供します。介護保険サービスや生活介護の利用者は除かれることから、利用者数は微増で推移するものと見込まれます。

### (1) 知的障害者職親委託事業

知的障がい者を一定期間、事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。就労移行支援及び就労継続支援の利用者が増加していることから、本事業の利用者は少人数で推移するものと見込まれます。

### (9) 日中一時支援事業

障がい者等へ日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や、日常的に介護をしている家族に対して、一時的な休息を取るための支援を行います。生活介護や放課後等デイサービスの利用者が増えていることから、本事業の利用者はほぼ横ばいで推移するものと見込まれます。

## (4) 市が単独で行っている事業

### ① 福祉タクシー利用助成事業

心身に重度の障がいのある人の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、タクシー利用料金の一部を助成します。

### ② 心身障害者自動車等燃料費助成事業

心身に重度の障がいのある人の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、自動車等の燃料費用の一部を助成します。

### ③ 福祉有償運送利用助成事業

車いすまたはストレッチャーを使用しなければ外出することができない在宅の重度障がい者に対して、地域での生活を支援するため、通院等の目的で、福祉有償運送を利用する際の費用の一部を助成します。

#### ④ 障害者家族介護用品支給事業

常時失禁状態にあり、紙おむつ等を必要とする在宅の重度身体障がい者を介護している家族（重度身体障がい者が一人暮らしであるときは当該重度身体障がい者を含む）の経済的負担の軽減を図るとともに、重度身体障がい者の在宅生活の継続を支援するため、介護用品の購入に要する費用の一部を助成します。

#### ⑤ 身体障害者安心見守り事業

身体に障がいのある人に対して、自立した生活の継続を支援するため、家庭内の事故などに迅速に対応できる体制を整備します。

本事業の内容は、コールセンターを設置し、オペレーターが各種相談に対応するとともに、通報または安否確認センサの作動により、協力員等が現場に駆け付けて支援を行うものです。

#### ⑥ 身体障害者緊急通報システム事業

身体に障がいのある人に対して、自立した生活の継続を支援するため、家庭内の事故などに迅速に対応できる体制を整備します。

システムの仕組みは、コントロールセンターを設置し、通報または安否確認センサの作動により、委託法人の担当者が現地に駆け付けて支援を行うものです。また、火災についても監視を行います。

#### ⑦ 自動車運転免許助成事業

社会参加を促進するため、身体または知的の障がいがある人に、運転免許を取得する際の費用の一部を助成します。

#### ⑧ 自動車改造助成事業

社会参加を促進するため、身体に障がいのある人が自動車の改造を行う場合、自動車の改造に要した経費の一部を助成します。

## 第3節 計画の推進

### 1 庁内体制の整備

#### (1) 策定体制

本計画の推進にあたっては、主にサービス提供量による見込み量の見直しであることから、現行計画の施策・事業実施状況を点検及び評価を行い「第6期障がい福祉計画」の内容案を検討しました。

#### (2) 策定手法

##### ① 障がい者等の現況把握と分析

計画策定の前提となる基礎数値や、障がい者等施策を推進するための地域資源の情報収集、関連法令・制度等の動向把握、また、本市にお住まいの障がい者等の状況把握・分析を行いました。

##### ② アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり「第5期障害福祉計画」の内容を見直し、新たな計画を策定するための基礎資料として、アンケート調査を実施しました。

また、障害福祉サービス事業者に対し、サービス提供量の見込み量をはじめ活動内容や活動上の課題等の調査を行い、計画策定の参考としました。

##### ③ 現行計画の進捗評価

施策評価ワークシートを使用し、現行計画の施策や事業の実施状況を点検・評価し、次期計画策定にあたっての課題抽出、施策の方向性を検討する基礎資料としました。

##### ④ 計画素案の検討

計画素案の検討にあたり、事務局においてたたき台を作成し、内部検討会議での検討の後、「大崎市自立支援協議会」に付議し、意見や助言をいただきました。

##### ⑤ パブリックコメントの実施

本計画案については、市のウェブサイトに掲載し、令和2年12月7日～12月28日の期間にパブリックコメントを実施しました。本計画を策定するにあたっては、市民の皆様からいただいたご意見の趣旨を反映させました。



## 2 宮城県及び近隣市町との連携による計画の推進

### (1) 推進体制

#### ① 大崎市の推進体制

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図り、本計画を推進します。

また、本市自立支援協議会は、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障がい者関係団体、民生委員、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者の実務者等で構成するとともに、事務局を基幹相談支援センターに委託し、本計画の推進に向けた取り組みを行います。

#### ② 宮城県及び近隣市町との連携

県及び大崎圏域の本市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町との共同で、障がい者団体の代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成する「大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議」を設置し、相談支援、就労、児童・発達障がい、障がい福祉行政のワーキンググループにおいて、サービス提供や施設整備等についての意見交換及び方策の検討を行い、計画の推進に反映させます。

#### ③ 市職員の研修機会の確保

「障害者基本法」や「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法」等に基づいて本計画を推進するために、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する大崎市職員対応要領」による窓口対応の評価や、障がい福祉に関する職員向け研修会等を実施し、障がい者等への理解度や権利擁護の意識を高めるとともに、福祉意識の高い職員の育成に努めます。

#### ④ 関係機関・ボランティア団体等との連携体制の構築

本計画の推進にあたっては、本市や関係機関、ボランティア団体等がそれぞれの役割を担いつつ、相互に協力及び連携する体制づくりを構築します。

#### ⑤ 計画の普及・啓発

本計画の普及と啓発を図るために、出前講座の実施や、市の広報紙及びウェブサイト等で周知を行います。

### **3 達成状況の点検・評価**

#### **(1) 計画の運用に関するPDCAサイクルの推進**

##### **① 計画の進行管理**

本計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルによりサービスごとの達成状況を把握するとともに、計画全体の進捗状況及び点検・評価を行う中で不足が見られた施策やサービス等があった場合には、計画の改善や見直しを行いながら、効果的かつ効率的な計画の推進に努めます。

##### **② 計画の達成状況の点検と評価**

各年度において、施策、サービスの実施状況や目標の達成状況を検証し、本計画の実績に関する評価を行います。その上で必要があると認められるときは、関係者間で協議し、必要な対策を実施します。



## 第2章 第2期障がい児福祉計画

## 第1節 障がい児福祉計画

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 策定の背景

障害児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づき、本市の障がい児を対象にサービス提供体制の整備等を計画的に推進するためのものです。

#### 児童福祉法第33条の20

(市町村障害児福祉計画)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### (2) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成を促進する観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携を密にし、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業、就労に至るまで、一貫した効果的な支援を身近な地域において、提供する体制の構築を図ることが重要です。

- ①障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できる地域支援体制を構築します。
- ②保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を構築します。
- ③児童発達支援センターの地域支援機能を強化し、地域社会への参加・包容の推進を図ります。
- ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備を図ります。

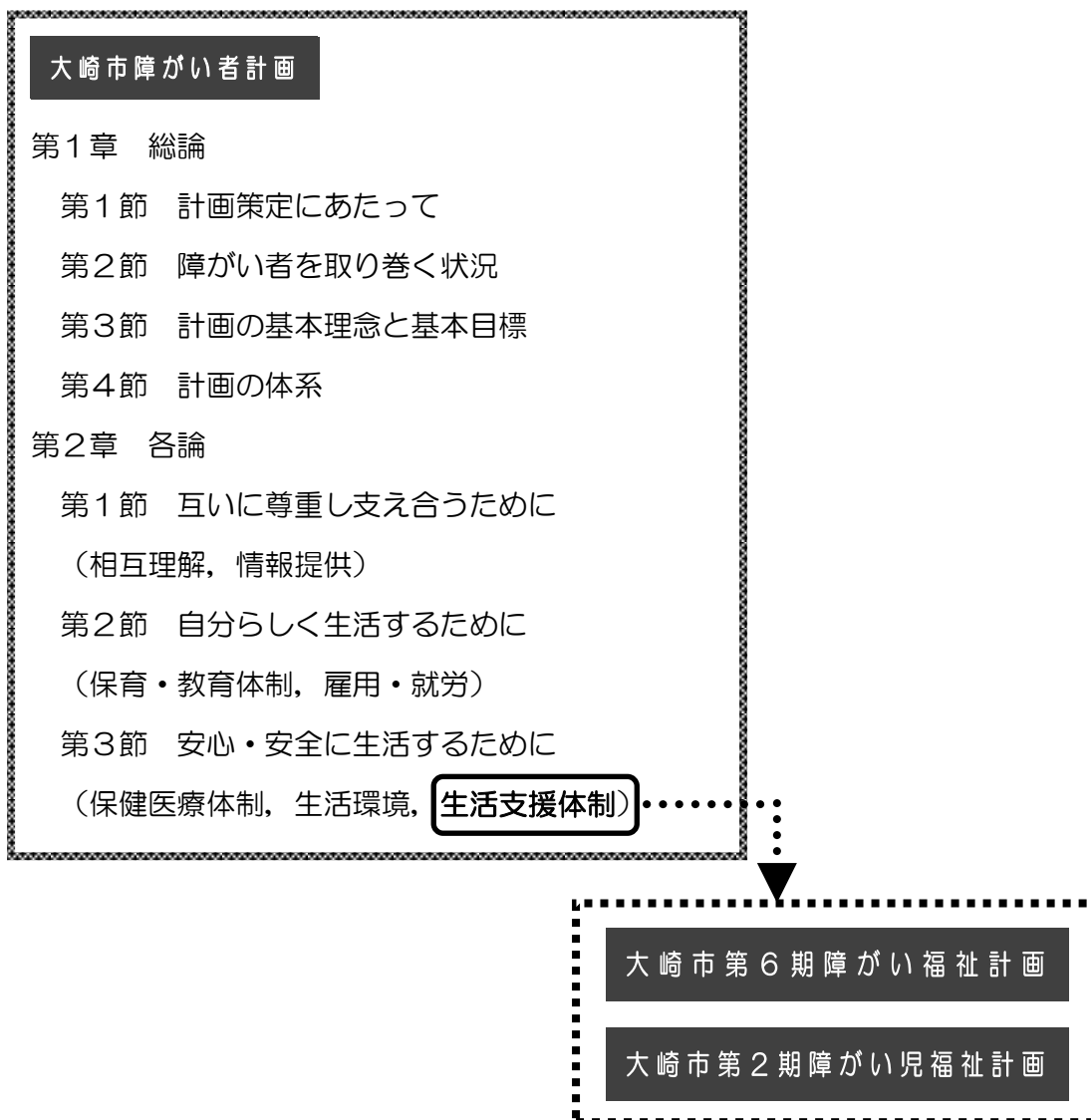
#### (3) 相談支援の提供体制に関する基本的な考え方

障がいの疑いがある段階から関係機関と連携し、障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行います。相談支援の提供にあたっては、検証・評価を行いながら、相談能力の向上に努め、サービスの質の確保を図ります。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」に基づく、障がい者施策の基本的な方向性を定めた「大崎市障がい者計画」の一部をなすものであり、障がい児に関する福祉サービスの具体的な数値目標等を定めたものです。

### ■ 本計画と「大崎市障がい者計画」の関係



### **3 計画の期間**

本計画は、平成30年度から令和2年度までを計画期間とした「第1期障害児福祉計画」の見直しを行い、令和3年度から令和5年度までを計画期間とします。

### **4 計画の基本理念と基本方針**

#### **(1) 計画の基本理念**

本計画は、「大崎市障がい者計画」と一体的に策定していることから、基本理念についても同様に「地域で支え合い、心がかようまちづくり」とします。

この基本理念に基づき、障がいのある児童もない児童も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

#### **(2) 計画の基本方針**

障がい者等の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」と、障がい児支援の提供体制を計画的に確保する「児童福祉法」の理念を踏まえつつ、以下の3つを本計画の基本方針として施策を推進していきます。

##### **① 関係機関が連携した切れ目のない一貫した支援体制の構築**

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな成長を支援するために、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が緊密な連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

##### **② 障がい児とその家族の地域社会への参加と包容を支援**

障がいの有無にかかわらず、地域に住む児童がともに成長できるよう、障がい児支援を通じて、地域社会への参加や包容を推進します。

##### **③ 児童発達支援施設等での重症心身障がい児及び医療的ケア児の受け入れを促進**

重症心身障がい児及び医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関・団体・事業所との連携を図りながら、児童発達支援施設や放課後等デイサービス施設等での受け入れを促進し、障がい児支援の充実を図ります。

## 5 令和5年度の目標

障がいのある児童に対し、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るため、重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を計画に沿って設置していきます。

### (1) 児童発達支援センターを設置

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村または各圏域単位に、児童発達支援センターを1か所以上設置し、地域社会へ参加や包容を推進するための地域支援機能の強化を図ることを基本としています。本市が属する大崎圏域では、既に2か所設置していますので、引き続き同センターにおいて支援を継続していきます。

項目	目標値	考え方
令和5年度末時点の児童発達支援センターの設置数	2か所	大崎圏域で既に設置しており支援を継続する

### (2) 保育所等訪問支援利用体制を構築

国の基本指針では、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。本市では、既に3事業所に設置していますので、引き続き支援機能の充実を目指します。

項目	目標値	考え方
令和5年度末までに保育所等訪問支援体制を構築	3か所	既に設置しており支援を継続する

### (3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を大崎圏域に設置

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村または各圏域単位に、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することになっています。令和5年度末までに大崎圏域で設置を目指します。

項目	目標値	考え方
令和5年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所	令和5年度までに大崎圏域で設置
令和5年度末時点の放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	令和5年度までに大崎圏域で設置



#### (4) 保健，医療，福祉，保育，教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

国の基本指針では，令和5年度末までに医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう，関係機関が連携を図るための協議の場を設置することや，関連分野の支援を調整するコーディネーター（医療的ケア児等コーディネーター（養成研修修了者））の配置を基本としています。本市では，既に協議の場として「自立支援協議会医療的ケア推進部会」を設置しております。今後は，医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講を促進し，令和5年度末までに配置を行います。

項目	目標値	考え方
令和5年度末までに保健，医療，福祉，保育，教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	1か所	既に「自立支援協議会医療的ケア推進部会」を設置
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	1人以上配置	令和5年度末までに配置

#### (5) 医療的ケア児が利用できる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の設置

日常生活を営むために，医療を要する状態にある障がいのある児童の利用者ニーズに応えられるよう，本市が属する大崎圏域では，児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を設置しております。今後は，放課後等デイサービス事業所において，訪問看護事業所との連携による体制整備の構築を推進します。

項目	目標値	考え方
医療的ケア児が利用できる児童発達支援事業所の設置	1事業所	既に大崎圏域で設置しており支援を継続する。
医療的ケア児が利用できる放課後等デイサービス事業所の設置	1事業所以上	既に大崎圏域で設置しており支援を継続する。訪問看護事業所との連携については，令和5年度末までに体制整備の構築

#### (6) 発達障がい児に対する支援体制の確保

国の基本指針では，発達障がい者等に対する支援に関して，保護者に対し，地域の支援者が効果的に支援できるよう設定された，ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニング等の支援体制を確保することを基本としています。

本市では，県及び大崎圏域4町と連携を図りながら発達障がい児に対する支援体制の確保に努めます。

## 第2節 障がい児支援

### (1) 障がい児支援の利用実績（月間利用量）

障がい児支援の実績については、以下のとおりです。

#### ■ 障がい児支援の利用実績（月間利用量）

区分	支援名	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
通所支援	児童発達支援	日	389	382	424
		人	34	36	30
	放課後等デイサービス	日	1,778	2,024	2,330
		人	121	158	147
	保育所等訪問支援	日	0	0	1
		人	0	0	1
	居宅訪問型児童発達支援	日	0	0	0
		人	0	0	0
相談支援	障害児相談支援	人	38	45	44

※令和2年度は4月～9月の利用実績の平均になります。

### (2) 障がい児支援の必要見込み量（月間利用量）

障がい児支援の必要見込み量は、以下のとおりです。

#### ■ 障がい児支援の必要見込み量（月間利用量）

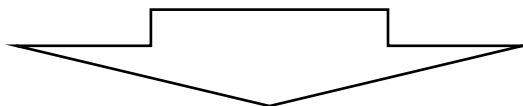
区分	支援名	単 位	第2期障がい児福祉計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所支援	児童発達支援	日	462	482	504
		人	31	32	33
	放課後等デイサービス	日	2,041	2,041	2,041
		人	160	160	160
	保育所等訪問支援	日	3	3	3
		人	3	3	3
	居宅訪問型児童発達支援	日	1	1	1
		人	1	1	1
相談支援	障害児相談支援	人	51	55	59

(3) 障がい児支援の必要見込み量（月間利用量）の内容及び確保の方策

① 障害児通所支援の必要見込み量（月間利用量）の内容及び確保の方策

■ 支援の利用実績（月間利用量）

支援名	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4月～9月平均)
児童発達支援	日	389	382	424
	人	34	36	30
放課後等デイサービス	日	1,778	2,024	2,330
	人	121	158	147
保育所等訪問支援	日	0	0	1
	人	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	日	0	0	0
	人	0	0	0



■ 支援の必要見込み量（月間利用量）

支援名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	日	462	482	504
	人	31	32	33
放課後等デイサービス	日	2,041	2,041	2,041
	人	160	160	160
保育所等訪問支援	日	3	3	3
	人	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	日	1	1	1
	人	1	1	1

## ＜現状及び支援量の設定・確保の方策＞

### (ア) 児童発達支援

市内及び周辺自治体の事業所を利用しています。新規の利用は横ばい状況にありますが、昨今、発達障がいの認知の高まりと早期療育を必要とする多様な障がいのある児童は年々増加し、そのニーズに対応する事業所の不足が課題となっています。

本市は、「母子保健法」に規定する、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査の際などにおいて、発達に課題のある児童の早期発見と早期対応に努めます。また、必要に応じて、専門機関での相談や受診の調整を行うとともに、児童の発達にあわせて、市内の2つの児童発達支援センター及び2つの児童発達支援事業所と連携を図りながら、支援の必要な児童の利用を推進するとともに利用者ニーズに対応した療育施設の設置を促進します。

### (イ) 放課後等デイサービス

市内及び周辺自治体の事業所を利用しています。新規事業所の開設に伴い、令和元年度において、新規の利用者が増えています。

新規事業所の参入や、既存事業所の事業拡大により利用機会の確保を図るとともに、サービス提供が不足する地域への事業所の誘致に努めます。

現在、市内には、医療的ケア児を受け入れることができる事業所がないことから、受け入れ可能な施設の設置を促進し、放課後等デイサービス事業所での療育が受けられるよう、本計画を推進します。

### (ウ) 保育所等訪問支援

市内の事業所を利用しています。支援員が保育所等を訪問し、障がいのある児童や訪問先の施設スタッフに対する支援を行います。利用実績は横ばいの状況ですが、今後、必要に応じて利用が見込まれます。

保育所等において、本支援事業の利用を促進するために、制度の周知を図ります。

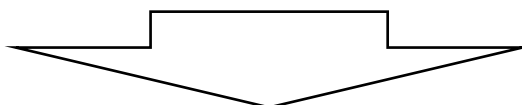
**(I) 居宅訪問型児童発達支援**

重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために、外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行うサービスです。

**② 障害児相談支援の必要見込み量（月間利用量）の内容及び確保の方策**

## ■ 支援の利用実績（月間利用量）

支援名	単 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (4月～9月平均)
障害児相談支援	人	38	45	44



## ■ 支援の必要見込み量（月間利用量）

支援名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人	51	55	59

**<現状及び支援量の設定・確保の方策>****(ア) 障害児相談支援**

市内及び周辺自治体の事業所を利用しています。障害児通所支援の利用者を対象に、サービス等利用計画の作成を行います。モニタリングが必要ですが、計画相談支援を利用せずに、セルフプラン等で対応している例もあり、今後、利用者は増加するものと見込まれます。

障害児通所支援を利用する、全ての障がいのある児童が、計画相談支援を受けられることができるよう、指定障害児相談支援事業所の設置と指定に努めます。

## 第3節 計画の推進

### 1 庁内体制の整備

#### (1) 策定体制

本計画の推進にあたっては、主にサービス提供量による見込み量の見直しであることから、現行計画の施策・事業実施状況を点検及び評価を行い「第2期障がい児福祉計画」の内容案を検討しました。

#### (2) 策定手法

##### ① 障がい者等の現況把握・分析

計画策定の前提となる基礎数値や、障がい者等施策を推進するための地域資源の情報収集、関連法令・制度等の動向把握、また、本市にお住まいの障がい者等の状況把握・分析を行いました。

##### ② アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり「第1期障害児福祉計画」の内容を見直し、新たな計画を策定するための基礎資料として、アンケート調査を実施しました。

また、障害児福祉サービス事業者に対し、サービス提供量の見込み量をはじめ活動内容や活動上の課題等の調査を行い、計画策定の参考としました。

##### ③ 現行計画の進捗評価

施策評価ワークシートを使用し、現行計画の施策や事業の実施状況を点検・評価し、次期計画策定にあたっての課題抽出、施策の方向性を検討する基礎資料としました。

##### ④ 計画素案の検討

計画素案の検討にあたり、事務局においてたたき台を作成し、内部検討会議での検討の後、「大崎市自立支援協議会」に付議し、意見や助言をいただきました。

##### ⑤ パブリックコメントの実施

本計画案については、市のウェブサイトに掲載し、令和2年12月7日～12月28日の期間にパブリックコメントを実施しました。本計画を策定するにあたっては、市民の皆様からいただいたご意見の趣旨を反映させました。

## 2 宮城県及び近隣市町との連携による計画の推進

### (1) 推進体制

#### ① 大崎市の推進体制

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図り、本計画を推進します。

また、本市自立支援協議会は、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障がい者関係団体、民生委員、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者の実務者等で構成するとともに、事務局を基幹相談支援センターに委託し、本計画の推進に向けた取り組みを行います。

#### ② 宮城県及び近隣市町との連携

県及び大崎圏域の本市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町との共同で、障がい者団体の代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成する「大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議」を設置し、相談支援、就労、児童・発達障がい、障がい福祉行政の各ワーキンググループにおいて、サービス提供や施設整備等についての意見交換及び方策の検討を行い、計画の推進に反映させます。

#### ③ 市職員の研修機会の確保

「障害者基本法」や「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法」等に基づいて本計画を推進するために、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する大崎市職員対応要領」による窓口対応の評価や、障がい福祉に関する職員向け研修会等を実施し、障がい者等への理解度や権利擁護の意識を高めるとともに、福祉意識の高い職員の育成に努めます。

#### ④ 関係機関・ボランティア団体等との連携体制の構築

本計画の推進にあたっては、本市や関係機関、ボランティア団体等がそれぞれの役割を担いつつ、相互に協力及び連携する体制づくりを構築します。

#### ⑤ 計画の普及・啓発

本計画の普及と啓発を図るために、出前講座の実施や、市の広報紙及びウェブサイト等で周知を行います。

### **3 達成状況の点検・評価**

#### **(1) 計画の運用に関するPDCAサイクルの推進**

##### **① 計画の進行管理**

本計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルによりサービスごとの達成状況を把握するとともに、計画全体の進捗状況及び点検・評価を行う中で、不足が見られた施策やサービス等があった場合には、計画の改善や見直しを行いながら、効果的かつ効率的な計画の推進に努めます。

##### **② 計画の達成状況の点検と評価**

各年度において、施策、サービス等の実施状況や目標の達成状況を検証し、本計画の実績に関する評価を行います。その上で、必要があると認められるときは、関係者間で協議し、必要な対策を実施します。







資料編



## 第1節 策定経過

第1回大崎市自立支援協議会	
令和2年 7月31日	①第6期障がい福祉計画及び 第2期障がい児福祉計画策定について
大崎市障がい福祉・障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査実施	
令和2年 8月5日 ～ 8月31日	3種類の手帳所持者200人に対し調査を実施 ①身体障害者手帳所持者：133人 ②療育手帳所持者：36人 ③精神障害者保健福祉手帳所持者：31人
内部検討会議	
令和2年11月12日	①第6期障がい福祉計画及び 第2期障がい児福祉計画の中間案について
パブリックコメントの実施	
令和2年12月7日 ～12月28日	
第2回大崎市自立支援協議会	
令和3年 1月19日	①第6期障がい福祉計画及び 第2期障がい児福祉計画の中間案について ②パブリックコメント実施状況について

## 第2節 用語説明

### 【あ行】

#### 医療的ケア

痰の吸引や経管栄養など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助のこと。

#### 大崎市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用を促進する条例

「手話が言語である」ことの意義や多様な手段によるコミュニケーションの必要性等を認識し、一人ひとりを尊重し、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域の実現を目指し、ともに手を取り行動するための方針を定めた条例。

### 【か行】

#### 基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、障がいのある人に対する総合的な相談業務や成年後見制度利用支援事業を利用するにあたっての支援を行うとともに、地域の実情に応じて地域移行・地域定着への支援、地域の相談支援体制の強化の取り組みなどを行う機関。

#### 協働

共通の目標のために、責任と役割を分担し、対等な立場で協力して共に働き、成果を共有すること。

### 【さ行】

#### サービス等利用計画

指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービス等の利用を希望する障がい者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組みあわせ等について検討し、作成するもので、サービス利用者を支援するための総合的な支援計画。

#### 児童発達支援センター

障がいのある児童が通い、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応のための訓練などを行う施設。

### 自閉症

多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障がい、対人関係、コミュニケーション、パターン化した興味や活動の3つの特徴を持つ障がい。症状が軽い人を含めて、自閉症スペクトラム障害という呼び方もされている。

### 実地教育（OJT）

職場で実務を体験させながら仕事を覚えてもらう教育のこと。企業内等で行われるトレーニング手法の一種。

### 障害者基本法

障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。

### 障害者虐待防止法

障がいのある人に対する虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

### 障害者雇用促進法

障がいのある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

### 障害者自立支援法

障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことを目的とする法律。

### 障害者総合支援法

「障害者自立支援法」の名称を改め、基本理念に共生社会の実現を新たに掲げるとともに、制度の谷間を埋めるべく障がいのある人の範囲に難病等を加えた法律。

### 障害福祉サービス

「障害者総合支援法」に基づき、障がいのある人の障がい程度や状況等を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービス。

### 身体障害者手帳

身体障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

### 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

### 成年後見制度

判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するため、本人のための法律行為または本人による法律行為を助ける人を選任する制度。

## 【た行】

### 対応要領

「障害者差別解消法」に基づき、国や地方公共団体等が策定する、障がいのある人に対して適切に対応するために必要な要領のこと。

### 地域生活移行

障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人などが地域の生活に移行すること。

### 地域生活支援事業

「障害者総合支援法」に基づき、障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により行う支援事業。

### 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。

## 【は行】

### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして、「発達障害者支援法」で定められている。

### 発達障害者支援法

発達障がいのある人の早期発見・早期療育や学校教育，就労支援等を行うことを目的とした法律。

### パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し，広く市民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設けるとともに，行政機関は，提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

### 福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人等が，身体障がいのある人や要介護認定を受けた人等を対象に，運輸支局長等の行う登録を受けて，乗車定員11人未満の車両を使用して有償で行う移送サービスのこと。

### ペアレント・プログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで，保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラムのこと。

### ペアレント・トレーニング

保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善，子どもの適切な行動を促進し，不適切な行動の改善を目指す家族ヘトレーニングを行うこと。

## 【ま行】

### 民生委員・児童委員

民生委員は「民生委員法」に基づき，社会奉仕の精神を持って社会福祉の増進に努める。また，「児童福祉法」に基づき児童委員を兼ねるとされ，地域の児童及び妊産婦の福祉の増進に努める。

## 【や行】

### 要約筆記

聴覚障がいのある人に，話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。



## 【ら行】

### ライフステージ

人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

### リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加を目指す考え方。

### 療育手帳

知的障がいのある人が各種サービスを受けやすくするもので、一定の障がいと認められると交付される。

## 【わ行】

### ワンストップ機能

複数の場所や担当に分散していた関連する手続きやサービスなどを、一カ所でまとめて提供するようにしたもの。

---

大崎市

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

発行年月 令和3年3月

発 刊 宮城県大崎市

〒989-6188

宮城県大崎市古川七日町1番1号

TEL (0229) 23-2167 FAX (0229) 23-2418

U R L <https://www.city.osaki.miyagi.jp/>

E-mail [shafuku@city.osaki.miyagi.jp](mailto:shafuku@city.osaki.miyagi.jp)

編 集 大崎市民生部社会福祉課

